

学習指導要領における関連事項〈図画工作〉

第3学年及び第4学年

B 鑑賞

- (1) 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。
- ア 自分たちの作品や**身近な美術作品**や製作の過程などを鑑賞して、よさや面白さを感じ取ること。
 - イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、いろいろな表し方や材料による感じの違いなどが分かること。

※ 「身近な美術作品」は、表現に関連がある作品や日用品、伝統的な玩具、地域の美術館の作品など、生活の中で児童が身近に感じられるもののことである。
(学習指導要領解説 P40 より)

第5学年及び第6学年

B 鑑賞

- (1) 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。
- ア 自分たちの作品、**我が国や諸外国の親しみのある美術作品**、暮らしの中の作品などを鑑賞して、よさや美しさを感じ取ること。
 - イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話し合ったりするなどして、表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえること。

※ 「我が国や諸外国の親しみのある美術作品」は、国や地域、文化、時代、風土、作者の個性などがかかわって創造され、固有のよさや美しさを醸し出している美術作品のことである。(学習指導要領解説 P52 より)

内容の取扱いと指導上の配慮事項

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (5) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、**地域の美術館などを利用したり**、連携を図ったりすること。

※ この事項は、1の指導計画の作成の(3)の「指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること」に関連している。児童の鑑賞の充実の観点から、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすることについて示している。
「地域の美術館など」とは、美術館や博物館など、親しみのある美術作品や暮らしの中の作品などを展示している地域の施設や場所のことを示している。(学習指導要領解説 P65 より)